

自社株の贈与

～否認されないための贈与証拠の残し方～

証拠書類の5ヶ条

①	確定日付のある贈与契約書を作成する	<p>法律上、贈与は「あげましょう」「いただきます」という口頭での約束で成立します。従って、法律上は贈与することを書面にする必要はありませんが、贈与事実を形として残すためにも、贈与契約書を作成した方がよいと思います。</p> <p>この場合、公証人役場にて贈与契約書に確定日付を残してもらえば、一番よいと思われます。</p>
②	株主名簿を整備する	<p>株主の移動は、会社にある株主名簿に記入されます。株式を贈与して株式の所有者が変われば、当然、株主名簿の名前も変えます。</p> <p>しかし、同族会社の場合には、後からいくらかでも株主の異動を書き込めるような場合が多いため、会社にある株主名簿だけでは不十分です。</p> <p>やはり、それ以外にもここで述べているようなことを考慮しておくべきです。</p>
③	贈与税の申告及び配当の申告をする	<p>贈与税がかかる程度の贈与をして、実際に贈与税を支払います。そうすれば、贈与税の申告書が税務署に残りますから、贈与をしたことが明白です。</p> <p>例えば、120万円に相当する株式を贈与しますと、贈与税が1万円かかります。そこで、贈与税申告書を提出して1万円だけ納税します。あるいは、贈与をした後に配当をして、配当所得の申告をする方法も考えられます。</p>
④	法人税申告書の別表二「同族会社の判定に関する明細書」への記入をする	<p>法人税申告書の別表二には、会社の株主のうち、上位3位グループの株主の氏名を記入する欄があります。ここに、贈与の後の株主の氏名を記入しておけば、贈与事実の証拠となります。</p>
⑤	概況書への記入をする	<p>法人が、法人税申告書を提出する際には、法人事業概況説明書（略して概況書）を提出します。この様式が、平成6年に改正されました。新様式には、「株主又は株式所有異動の有無」という欄が新設されています。株式の贈与があれば、「異動・有」と記入しなければなりません。</p> <p>税務当局が、いかに株式の異動に関心を持っているかが、この様式の改正からうかがえます。</p>